

昭和二十五年二月十四日受領
答 弁 第 二 六 号

(質問の 二二六)

内閣衆質第一五号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員河口陽一君提出供米報奨用衣料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河口陽一君提出供米報奨用衣料に関する質問に対する答弁書

一 本年供米報奨用綿布は天竺(二A)木綿三号及び木綿四号が用いられたのであるが、通産省規格により天竺(二A)は巾二八吋、長さ五碼、木綿三号は巾八寸、長さ三八尺、木綿四号は巾九寸、長さ三〇尺となつており、正規の規格のものが用いられている。

二 糸量の関係からいえばすべて三十五点であるが、天竺(二A)は平方面積の関係より特に三十点に引下げたのであり、すべて物価の定める公定価格により取引されている。

三 天竺(二A)は現物在荷の関係から、特に早期に出荷指示されたが、農業協同組合の取扱つた衣料がとくに天竺(二A)にかたよつたことはなく、卸商の機構を通じ商業者と平等に取扱われていると信じる。

右答弁する。